

## 平成31年度（2019年度）由布市外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本実施要領は、平成31年度（2019年度）由布市外国語指導助手派遣業務について、公募型プロポーザル方式により、最適かつ優秀な提案を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

平成31年度（2019年度）由布市外国語指導助手派遣業務

#### (2) 業務内容

平成31年度（2019年度）由布市外国語指導助手派遣業務仕様書のとおりとする。

#### (3) 業務期間

平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日までとする。

#### (4) 業務提案限度額

13,997,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※2019年10月以降消費税及び地方消費税10%を見込んだ額とする。

※限度額を超える提案は失格とする。

### 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成30年度由布市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 本プロポーザル実施の公告の日から本業務の契約締結日までの間が、由布市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成17年告示第4号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 平成25年度以降に、地方公共団体から外国語指導助手派遣業務の受託実績を有していること。

### 4. 事業者選定日程

本プロポーザルに係る日程は、予定として次のとおりとする。

内 容	期 日
公告・実施要領等の交付	平成31年1月10日（木）
質疑書提出期限	平成31年1月18日（金）午後5時まで

質疑書による回答	平成31年1月22日（火）午後5時まで随時
参加表明書提出期限	平成31年1月24日（木）午後5時まで
参加資格審査結果通知	平成31年1月25日（金）郵送予定
企画提案書等の提出期限	平成31年2月5日（火）午後5時まで
事業者選定会参加要請通知	平成31年2月7日（木）郵送予定
事業者選定会開催日	平成31年2月14日（木）午後1時20分から順次
選定結果通知	平成31年2月15日（金）郵送予定

## 5. 選定委員会の設置

本業務事業者を選定するため、本市職員等6名で構成する由布市外国語指導助手派遣業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

## 6. 参加手続き

本プロポーザルに参加表明する事業者は、次のとおり関係書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 業務実績書（様式2）

※平成25年度以降に地方公共団体から同種業務を受託した実績を5件以内記載し、実績を証する契約書の写しを添付すること。

### (2) 提出部数

各種1部とする。

### (3) 提出期限

平成31年1月24日（木）午後5時までとする。

### (4) 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法も提出期限内必着）とする。持参の場合は土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は書留とする。

### (5) 提出先

〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地  
由布市教育委員会 学校教育課 宛

### (6) 参加辞退

参加表明者は、公募型プロポーザル参加辞退届（様式3）の提出により、いつでも本プロポーザルの参加を辞退することができる。

## 7. 質疑応答

本プロポーザルに係る内容等に関して不明な点がある場合は、次のとおり提出すること。なお、本業務事業者選定に公平性を保てないと判断される場合は回答を行わないことがある。

### (1) 提出書類

質疑書（様式4）

(2) 提出期限

平成31年1月18日(金)午後5時までとする。

(3) 提出方法

質疑書(様式4)に質疑内容を記載し、電子メールに添付して提出すること。

E-mail : [gakko@city.yufu.oita.jp](mailto:gakko@city.yufu.oita.jp)

(4) 回答

質疑回答書(様式5)を平成31年1月22日(火)午後5時まで随時、質疑者へ電子メールに添付して回答する。

8. 資格審査結果通知

参加資格審査については、公募型プロポーザル参加表明書(様式1)等提出書類を審査し、参加資格の有無を参加資格審査結果通知書(様式6)により、平成31年1月25日(金)郵送予定で通知する。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 提案書

任意様式、A4版縦長用紙を用いて横書両面で作成し、補足資料等がA3版用紙の場合は、A4版に折り込むこと。

※平成31年度(2019年度)由布市外国語指導助手派遣業務仕様書の業務内容及び1.1.(1)で示す審査基準に関する内容を全て記載していること。

② 見積書

任意様式、平成31年度(2019年度)由布市外国語指導助手派遣業務仕様書に従い、必要な経費を見積もること。

(2) 提出部数

正本各1部、副本各7部とする。

(3) 提出期限

平成31年2月5日(火)午後5時までとする。

(4) 提出方法

6.(4)と同様とする。

(5) 提出先

6.(5)と同様とする。

(6) その他

① 提出期限までに提出されなかった書類等は、いかなる理由をもっても受理しない。

② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合であっても補充することはできない。

③ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は、企画提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者を失格とする。

- ④ 提出書類一式については返却しない。
- ⑤ 提出書類の作成及び企画提案に要する経費は、提案者の負担とする。
- ⑥ 提出書類については、当該提案者に対して無断で二次的な使用は行わない。
- ⑦ 契約履行過程で生じる製作物の著作権は、由布市に帰属する。
- ⑧ 提案書類は、情報開示請求により開示することがある。ただし、提案者の正当な利益が害される恐れがあると本市が認めた箇所については、公表しない。

## 10. 事業者選定会（プレゼンテーション）の実施

### (1) 参加要請

事業者選定会へ参加要請する事業者に、事業者選定会参加要請書（様式7）を平成31年2月7日（木）郵送予定及び電子メールで通知する。

### (2) 事業者選定会（プレゼンテーション）

- ① 日 時：平成31年2月14日（木） 午後1時20分から順次開始する。  
プレゼンテーションの実施順は、本市による抽選の上決定する。
- ② 内 容：プレゼンテーションの時間は、30分（企画提案内容説明20分、質疑応答10分）とする。  
なお、上記の時間と別にプレゼンテーションに係る準備5分、撤去5分とする。
- ③ その他：プレゼンテーション用のスクリーン及びプロジェクターは本市にて用意するが、パソコン等必要な機材は全て提案者が用意すること。ただし、万が一に備えプロジェクターを提案者は用意しておくこと。

## 11. 審査方法等

### (1) 審査基準

評価項目	評価内容	配点
事業に対する考え方	本事業に対する理解について	5点
具体的な実施内容	授業プランについて 授業カリキュラムについて 教材の作成及び提供等について	35点
A L Tに関する事項	採用基準、採用方法について 本市への派遣候補者の指導力、経験年数等について 研修体制、評価及び評価後の指導体制について	40点
危機管理体制	各種トラブル等への対応について	5点
連携体制	コーディネーター等の業務内容及び業務計画について	10点
価格評価	見積内容の妥当性について	5点
合 計		100点

## (2) 採点方法

- ① 選定委員会委員（以下「委員」という。）が、企画提案書及びプレゼンテーションにおいて11.（1）により各委員が採点を行う。
- ② 上記①により各委員の採点を合算し、最高得点の事業者を契約候補者に特定し、次点1者を選定する。
- ③ 上記②の結果、最高得点の事業者が2者以上あった場合は、11.（1）の評価項目「ALTに関する事項」の得点が高い事業者を特定する。
- ④ 上記③の結果、得点と同じ場合はくじ引きとする。（くじ引きとなった場合は該当事業者へ別途通知する）
- ⑤ 委員が、プレゼンテーションに不参加若しくはプレゼンテーションを途中退席等により採点を完全に行うことができない場合は、その委員の採点を無効とする。

## 12. 審査結果及び契約

### (1) 審査結果通知

全ての提案者に対して、事業者選定審査結果通知書（様式8）により平成31年2月15日（金）郵送予定で通知する。

なお、審査結果等についての問い合わせには対応しないものとし、異議申し立ては認めないものとする。

### (2) 契約の締結

審査結果に基づき、特定した事業者と企画・内容等の仕様について調整の上、契約を締結する。特定した事業者が、審査結果通知後に参加資格要件に該当しなくなった場合や事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、審査結果が次点の事業者と契約を締結することができる。

## 13. 問合せ先

由布市教育委員会 学校教育課 担当：福岡

住 所：〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地

電 話：097-582-1179

FAX：097-582-1245

E-mail：[gakko@city.yufu.oita.jp](mailto:gakko@city.yufu.oita.jp)